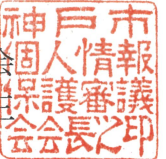


答 申 第 998 号
令和 4 年 5 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 5 月 23 日付け神
文交第 646 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申しま
す。

記

神戸市勤労会館の予約受付システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」について)

- 1 神戸市勤労会館の会議室等の予約受付業務について、昨年度まで運営を担っていた
指定管理者から予約受付システムを引継ぎ、市が直接予約受付業務を実施することは、
引き続き、利用者の利便性の確保に寄与すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害するこ
とのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適
切に行わなければならない。

神戸市勤労会館の予約受付システムの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

別紙
答申 998

【仮予約時に入力必要な項目】

- ・希望する施設
- ・利用の日時（時間帯は朝、昼、夜の3つに分類）
- ・行事名
- ・使用目的
- ・使用人数
- ・団体名（※）
- ・郵便番号（※）
- ・住所（※）
- ・代表者名（※）
- ・代表者電話番号（※）
- ・連絡者名（※）
- ・連絡者電話番号（※）
- ・連絡者メールアドレス（※）

※初回時のみ入力が必要。なお、申込完了後は、登録のメールアドレスにその旨、通知する。

【利用者情報変更※】

- ・メールアドレスまたはパスワード
- ※ウェブ上での利用者情報の変更は上記項目のみ。